

標準化対象外業務の概要

1 標準化対象外業務

(1) 地域生活支援事業（日常生活用具、移動支援、日中一時支援等）

※根拠：厚生労働省通知「地域生活支援事業等の実施について」（平成18年8月1日障発第0801002号。令和7年3月31日最終改正）

- 日常生活用具

在宅の重度身体障害児者、重度知的障害児者及び難病患者等に対し、日常生活の便宜を図るための用具を給付する。

「長野市日常生活用具給付事業実施要綱」に基づき実施。

- 移動支援

在宅の障害児者が社会生活を営む上で必要となる外出及び余暇活動等を実現させるための外出に必要な支援を行う。

「長野市移動支援サービス事業実施要綱」に基づき実施。

- 日中一時支援

在宅の障害児者の介護者が疾病その他の理由により、介護ができない場合や、介護者の介護負担軽減等を図るため、事前に登録してある介護者に介護サービスを依頼する。

「長野市障害児自立サポート事業実施要綱」及び「長野市在宅障害者等タイムケア事業実施要綱」に基づき実施。

(2) タクシー利用券交付事業

市内に住所を有する身体障害者手帳所持者のうち要件を満たす者に対し、タクシー券を交付する。

「長野市重度身体障害者タクシー利用事業実施要綱」に基づき実施。

(3) 市独自手当（在宅福祉介護料、重度心身障害児福祉年金）

- 在宅福祉介護料

基準日において、市内に1年以上居住している重度障害者の介護者に対し、介護料を支給する。

「長野市在宅福祉介護料支給条例」及び「同条例施行規則」に基づき実施。

- 重度心身障害児福祉年金

基準日において、市内に6か月以上居住している障害児の保護者に対し、年金を支給する。

「長野市重度心身障害児福祉年金条例」及び「同条例施行規則」に基づき実施。

- 2 システムで扱う業務データについて
システムで扱う業務データは以下のとおりです。

表1 システムで扱う業務データ

項目	件数
移動支援支給決定者数(R7.3末時点)	493人
日中一時支援支給決定者数(R7.3末時点)	1,645人
日常生活用具決定件数(R7.3末時点)	1,893件
タクシー利用券交付事業利用者数(R7.3末時点)	2,839人
在宅福祉介護料受給者数(R7.3末時点)	718人
重度心身障害児福祉年金受給者数(R7.3末時点)	1,693人

3 データ移行作業

障害者福祉システムで保有する情報を移行します。

なお、移行回数は検証を含めておおむね3回程度を想定していますが、必要と思われる回数で情報提供をお願いします。

(1) 移行対象データの範囲

移行対象のデータは、主に以下のアからカです。この他必要と思われるデータについても移行対象に含めてください。

- ア 移動支援データ
- イ 日中一時支援データ
- ウ 日常生活用具データ
- エ タクシー利用券データ
- オ 在宅福祉介護料データ
- カ 重度心身障害児福祉年金データ